

教育民生常任委員会
予算常任委員会教育民生分科会

(平成31年3月4日)

○ 伊藤嗣也委員長

おはようございます。

それでは、先週金曜日に続きまして、教育民生常任委員会を開催いたします。

本日は健康福祉部の補正予算から始めます。その後、一般議案の審査を行いまして、協議会、審議会等の報告へと続きますが、協議会が5件、審議会等報告が6件と非常に多くございますので、引き続きよろしく願いいたします。

なお、諸岡委員及び中森委員は少しおくれるとの連絡をいただいておりますので、よろしく願いをいたします。

議案第129号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

第1項 社会福祉費（関係部分）

第5項 国民健康保険費

歳出第10款 教育費

第1項 教育総務費（関係部分）

第2条 繰越明許費（関係部分）

議案第131号 平成30年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第133号 平成30年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、議案第129号平成30年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費（関係部分）、第5項国民健康保険費、歳出第10款教育費、第1項教育総務費（関係部分）、第2条繰越明許費（関係部分）、議案第131号平成30年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第133号平成30年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について審査を行います。

本件は追加上程議案でありますので、資料の説明を求めます。

○ 田中障害福祉課長

おはようございます。障害福祉課、田中です。よろしくお願いいたします。

資料のほう、タブレット資料、06予算常任委員会、17平成31年2月定例会議会、02補正予算資料（部局別）、03健康福祉部、こちらのほうをお願いいたします。よろしいでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしくお願いいたします。

○ 田中障害福祉課長

資料の4ページをお願いいたします。

まず、私のほうからは議案第129号平成30年度一般会計補正予算（第6号）につきまして、健康福祉部の補正予算一覧表を順に説明させていただきます。

私のほうからは民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、障害者医療です。

障害者への医療費の助成による経済的負担を軽減し、保健の向上と福祉の増進を図るものであり、障害が重く就労困難など経済的理由により受診が抑制され傷病の重篤化や手おくれになることを未然に防ぎ、安心して医療を受けられる環境づくりを行うものです。

助成件数の増加等により予算の不足が見込まれることから、2300万円の増額補正をお願いするものであります。

当初予算額8億800万円に対し、補正後の予算額は8億3100万円となります。なお、補正予算書は32ページから33ページに、2月補正予算参考資料は6ページに資料を掲載しています。

私の説明は以上です。

○ 飯田保険年金課長

保険年金課の飯田でございます。

引き続き、上から2段目でございます。

社会福祉費の社会福祉総務費の後期高齢者医療特別会計繰出金でございます。

この後でご説明いたしますように特別会計側において補正をお願いしておりますので、

それに見合う一般会計側からの操出金について1億4770万4000円の減額補正をお願いする
ものでございます。

なお、補正前、補正後の予算額等につきましては、少し先ですが6ページのほうに掲載
しておりますのでご確認をください。

次に、4ページ上から三つ目の国民健康保険費、国民健康保険費の国民健康保険特別会
計繰出金でございます。

こちら先ほどと同様の理由で特別会計側において補正をお願いしておりますが、それ
に見合う一般会計側からの操出金につきまして、4302万8000円の減額補正をお願いするも
のです。

補正前、補正後の予算額等につきましては、7ページに記載しておりますのでご確認を
お願いいたします。

○ 片山健康福祉部次長兼健康福祉課長

健康福祉課、片山です。

それでは、引き続きまして4ページの一番下、教育費をお願いいたします。

教育費ですが、四日市看護医療大学奨学資金の減額補正についてでございます。

進路変更により学校から退学する者1名からの返還金と6名からの繰り上げ償還がござ
いまして、計370万8000円、この金額を減額補正させていただくこととなります。

詳細は8ページの資料をつけてございますので、ごらんいただければと思います。

教育費の説明は以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

○ 森健康福祉部参事兼介護・高齢福祉課長

介護・高齢福祉課、森でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

防災補強等改修支援事業費補助金でございます。

内容といたしましては、自家発電設備の整備に係る補助でございまして、国の第2次補
正に伴うものでございます。

対象の事業所に意向確認をいたしましたところ、グループホーム1施設から実施の意向が示されておりますので、増額補正をお願いするものでございます。

この事業につきましては、国のスケジュールの関係から年度内完了は見込めませんので、繰越明許費として計上してございます。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

○ 飯田保険年金課長

それでは、済みません、お手元のタブレットのほうは少し進んで9ページのほうまでお願いいたします。

9ページからは平成30年度の国民健康保険特別会計について、平成30年度の補正をお願いするものでございます。

1ページ進んでいきまして、10ページのほうには特別会計のうち歳入について、次の11ページには歳出について、それぞれ補正項目について記載をさせていただいております。

まず、10ページの歳出でございますが、保険給付費の増加に伴う県支出金8億6659万8000円や平成29年度決算に係る決算剰余金の受け入れとして繰越金14億8323万4000円を増額する一方で、被保険者数の減少による保険料収入の減額2027万7000円のほか、一般会計からの繰入金4302万8000円や支払準備基金からの繰入金2億4404万7000円の減額などを行おうとするものでございます。

11ページの歳出のほうでございますが、保険給付費の実績見込みの増加による増額8億6659万8000円や歳入で受け入れました繰越金、このうち約半分の支払準備金の積み立て8億8255万2000円、前年度の国庫交付金の精算に伴う返還2億9071万4000円等の増額が主なものでございます。

国民健康保険特別会計における平成30年度補正予算についての説明は以上でございます。

引き続きまして、12ページのほうへお進みください。

ここからは後期高齢者医療特別会計にかかる平成30年度予算の補正をお願いするものでございます。

13ページのほうをごらんください。

13ページの上段には歳入の予算について、同じページの下段は歳出についてそれぞれ補正項目について記載させていただいております。

歳入については、平成29年度からの繰越金、これは平成29年度の出納閉鎖期間中に収納した現年度の保険料が主なものでございますが、この繰越金、1億3029万3000円の増額を初め、平成29年度に既に支出済みの広域連合負担金の確定精算による返還の受け入れ1874万8000円などを増額する一方で、一般会計からの繰入金1億4770万4000円を減額するものでございます。

歳出については、三重県後期高齢者医療広域連合への納付金の実績見合いによる増額663万9000円などが主な補正要因でございます。

後期高齢者医療特別会計における平成30年度補正予算についての説明は以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

説明は以上でよろしいでしょうか。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

これより質疑に入ります。ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言願います。

○ 荒木美幸委員

済みません、ちょっと教えてください。

教育費なんです、四日市看護医療大学の件ですけれども減額が307万円余ということで、退学の方が1名で繰り上げ償還が6名ということで、この繰り上げ償還というのは、私は余り意識がなかったんですが、ここ何件か毎年ありますか。

○ 片山健康福祉部次長兼健康福祉課長

毎年の詳しい件数は申しわけありません、今は把握しておりませんが、毎年あるというふうに認識はしております。

○ 荒木美幸委員

当然これは繰り上げということですから親御さんが将来の就職してからの負担増のこと

を少し考えてあらかじめ親が準備をするという性質のものですよね。

○ 片山健康福祉部次長兼健康福祉課長

親御さんの場合もありますし、就職されてそれなりの収入を得られて返還するという場合も一部あります。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。結構です。ありがとうございました。

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑のある委員の方、おられますか。

よろしいですか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより各議案ごとに討論、採決を行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

まず、議案第129号平成30年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費（関係部分）、第5項国民健康保険費、歳出第10款教育費、第1項教育総務費（関係部分）、第2条繰越明許費（関係部分）について、討論、採決を行います。

討論のある委員の方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしというお声をいただきました。

討論も別段ないようでございますので、これより分科会としての採決を行いたと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なお、全体会へ送るか否かは採決の後にお諮りをいたします。

反対表明もないため、簡易採決により行います。

議案第129号平成30年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費（関係部分）、第5項国民健康保険費、歳出第10款教育費、第1項教育総務費（関係部分）、第2条繰越明許費（関係部分）につきましては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会に審査へ送るべき事項について、委員の皆様、ご提案がございましたらご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ないというお言葉をいただきましたので、全体会には送らないことといたします。

次に、議案第131号平成30年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、討論、採決を行います。

討論のある委員の方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしというお声をいただきました。

討論もないようでございますので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なお、全体会へ送るか否かは採決の後にお諮りをいたします。

特段、反対表明もございません。そのため、簡易採決により行います。

議案第131号平成30年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会へ審査を送るべき事項について、委員の皆様方からのご提案がございましたらご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしというお言葉をいただきました。それでは、全体会には送らないことといたします。

それでは、次に、議案133号平成30年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、討論、採決を行います。

討論のある委員の方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしというお声をいただきました。

別段、討論もないようでございますので、これより分科会としての採決を行いたいと思
いますが、よろしいでしょうか。

なお、全体会へ送るか否かは採決の後にお諮りをいたします。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

反対表明もないため、簡易採決により行います。

議案133号平成30年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまし
ては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

最後に、全体会へ審査を送るべき事項について、委員の皆様方からのご提案がございま
したらご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしというお声をいただきましたので、全体会に送らないことといたします。

[以上の経過により、議案第129号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、
第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費（関係部分）、
第5項国民健康保険費、歳出第10款教育費、第1項教育総務費（関係部分）、第2
条繰越明許費の補正（関係部分）、議案第131号 平成30年度四日市市国民健康保険
特別会計補正予算（第3号）、議案133号 平成30年度四日市市後期高齢者医療特別
会計補正予算（第2号）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決
する。]

議案第135号 平成31年度四日市市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

第5項 国民健康保険費

議案第136号 平成31年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、続きまして、議案第135号平成31年度四日市市一般会計補正予算（第1号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第5項国民健康保険費、議案第136号平成31年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての審査を行います。

本件は追加上程でありますので、資料の説明を求めます。

○ 飯田保険年金課長

保険年金課、飯田でございます。引き続き、お願いいたします。

お手元の資料のほうは14ページのほうへお進みください。

先日ご審議いただきました国民健康保険特別会計及び関連する一般会計民生費の平成31年度当初予算につきまして、ご承認いただいてから早々でまことに恐縮でございますが、当初予算の補正をお願いするものでございます。

補正をお願いする理由といたしましては、1点目は、これもこの後、条例の審議のほうでご説明させていただきますが国民健康保険法施行令の改正により保険料の賦課限度額の引き上げ及び保険料の軽減対象世帯に対する所得判定基準の引き上げがなされたことによる関係部分の補正、2点目は当初予算編成時には仮数字の状態でありました一部の国県交付金や三重県への事業費納付金の額につきまして、国の平成31年度当初予算案を受けた確定係数による算定結果によりおきかわりました部分について関係部分の補正をお願いするものでございます。

15ページのほうをごらんください。

15ページは一般会計民生費のうち国民健康保険費のほうから国民健康保険特別会計への操出金につきまして平成31年度当初補正予算としまして1281万6000円の増額補正をお願いするものでございます。

歳入歳出補正後の予算額については1枚送りまして16ページのほうで記載しておりますのでご確認をお願いいたします。

次のページに進めさせていただきまして、17ページからでございます。

17ページからは国民健康保険特別会計についての平成31年度当初補正予算でございます。

18ページの上段部分には歳入について、同じページの下段には歳出についてそれぞれ補正項目について記載させていただいております。

歳入につきましては、保険料について賦課限度額の引き上げに伴う増加要因と軽減判定基準の引き上げに伴う減少の要因を差し引きまして、保険料収入としては630万4000円の増額、また、確定係数による算定結果による保険給付費の増加見合いでの県支出金の増額1億402万7000円、保険料軽減判定基準の引き上げに対する一般会計からの制度繰り入れの増額1281万6000円を行う一方で、歳入歳出全体の支出調整のため支払準備基金からの繰入額を8346万9000円減額するものでございます。

歳出につきましては、確定ケースによる算定結果により保険給付費の見込みの増3918万2000円のほか、国保事業費納付金の増額49万6000円を補正するものでございます。

19ページのほうをご確認ください。補正の概要でございます。このうち、2番目の保険料賦課限度額及び軽減対象世帯に係る所得判定基準の改正では、それぞれの引き上げ額の状況につきまして、そちらのほうに記載のとおりでございますが、このうち（1）保険料の負荷限度額の改定による収入見込み増、（1）のところに記載しておりますが、これが1216万3000円、それから、（2）所得判定基準の改定による減少見込みが、ここが585万9000円ということで、この増収と減額を差し引きした形で補正のほうは上げさせていただいております。

3番目の算定結果の影響につきましては、歳入につきましては①県支出金が歳入で、それから、歳出については②の保険給付費のうち療養諸費及び③保険事業費納付金につきまして、それぞれ記載の額の補正をお願いしているところでございます。

20ページのほうへお進みください。

20ページの上段部分では歳入の繰入金に対する補正の影響の明細を、下段部分につきましては特別会計における歳入の繰入金と一般会計の歳出における繰出金の関係を図示しておりますのでご確認をください。

以上で国民健康保険特別会計における議案第135号、136号についての説明は以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

説明は以上でございますね。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

これより質疑に入ります。ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言願います。

○ 山口智也委員

19ページの（２）軽減対象世帯について、少し教えていただきたいんですが、この後の議案139号の条例改正でその人がいるのかもちょっとわかりませんが、ちょっと教えてください。

この軽減対象世帯の基準の改定ということなんですが、結局軽減対象世帯がこれまでよりも拡大するという事だと思えるんですけども、おおよそ大体どのぐらいの四日市の世帯に関係してくるんでしょうか。

○ 飯田保険年金課長

まず、世帯の範囲が拡大するという事で今、山口議員のほうからお尋ねがありました。確かにその軽減の範囲がふえます。ふえる数につきましては、ちょっと数字を確認するので、お待ちいただいてよろしいでしょうか。

お待たせしました。市内には約4万世帯弱ぐらいの国保加入世帯数があるわけなんですけど、今回、この軽減範囲の拡大によりまして、新たに軽減の対象に入ってくるのは約360世帯というような試算を持っております。

以上でございます。

○ 山口智也委員

軽減対象世帯が拡大する方向なので、狭まる方向ではないのであれなんですけれども、影響するということなので、対象世帯360世帯への説明というか、そういったところというのは何かあるんでしょうか。

○ 飯田保険年金課長

実際には各世帯の所得の状況によって軽減の適用も変わる。その変わる原因としましては、今回の制度改正に伴う部分も当然ありますが、世帯自体の所得の増減によって変わるという理由よりも非常に多いものですから、例えば毎年4月ぐらいにお出ししておる当初の保険料の納入通知、この辺りでは例えばピンポイントでお宅の世帯は今回軽減範囲が拡大によって軽減に含まれましたというような説明を特にはさせていただいております。ただ、制度の改正としては引き上げがありましたというのは、これは当然周知をさせていただいているところでございます。

○ 山口智也委員

なるべくそこら辺を丁寧にご説明いただくと混乱を招かないのかなと思いますので、できる範囲でお願いしたいなと思います。

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑のある委員の方、おられますか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしというお声をいただきましたので、他にご質疑もないようでございます。よって、これにて質疑を終結いたします。

これより各議案ごとに討論、採決を行いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

まず、議案第135号平成31年度四日市市一般会計補正予算（第1号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第5項国民健康保険費について、討論、採決を行います。

討論のある委員の方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしというお声をいただきました。

討論もないようでございます。これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なお、全体会へ送るか否かは採決の後にお諮りをいたします。

別段、反対表明もないため、簡易採決により行います。

議案第135号平成31年度四日市市一般会計補正予算（第1号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第5項国民健康保険費につきましては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会へ審査を送るべき事項について、委員の皆様方からご提案がございましたらご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしというお声をいただきましたので、全体会には送らないことといたします。

続きまして、議案第136号平成31年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、討論、採決を行います。

討論のある委員の方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしというお声をいただきましたので、討論もないということでこれより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なお、全体会へ送るか否かは採決の後にお諮りをいたします。

反対の表明もないため、簡易採決により行います。

議案第136号平成31年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会へ審査を送るべき事項について、委員の皆様方からご提案がございましたらご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしというお声をいただきました。それでは、全体会には送らないことといたします。

[以上の経過により、議案第135号 平成31年度四日市市一般会計補正予算（第1号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第5項国民健康保険費、議案第136号 平成31年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

議案第138号 四日市市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

○ 伊藤嗣也委員長

続きまして、議案第138号四日市市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について審査を行います。

本件は追加上程議案でありますので、資料の説明を求めます。

○ 片山健康福祉部次長兼健康福祉課長

健康福祉課、片山です。

それでは、タブレットを01本会議まで戻していただけますでしょうか。01本会議、13平成31年2月定例会議会、21【2月22日追加配付】提出議案参考資料（2月26日上程分）でございます。よろしいでしょうか。

それでは、四日市市の災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正につきましてお願いいたします。

5ページをごらんください。

改正の目的は国の災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令における災害援護資金に関する規定の改正を受けてさせていただくものとなります。

条例の改正内容は（1）災害援護資金の貸付利率について市長が特に必要と認める場合は、現行の利率を上限として市長が別に定めるものとする、それから、（2）資金の償還方法なんです、月賦償還を追加すること、それから、3番目として保証人につきまして政令で規定されておりましたが、条例で定めることになりましたので、新たに規定を設けました。

これらによりまして、広範囲でより大規模な災害発生時など、情勢に応じて資金の利率や保証人の必要性についてより被災された市民に配慮した柔軟な運用ができるようになると考えておりますので、よろしくお願いたします。

議案第138号の説明は以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

これより質疑に入ります。ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言願います。

○ 山口智也委員

この法改正の背景にはこれまでの全国の大きな災害があつて、さまざまな教訓から今回の法改正に結びついているというふうに理解をしておるんですけども、ちょっと何点か確認をさせてもらいたいんですが、この改正の内容というところの災害援護資金の利率についてなんですけれども、市長が特に必要と認める場合とありますが、これは例えばどういったことになるんでしょうか、具体的には。

○ 片山健康福祉部次長兼健康福祉課長

大規模な災害で例えば四日市全域あるいはその周辺も含めてそのような規模の災害があつた場合、当然利率に関して法律では3%と規定されておるんですけども、3%でいいのかどうか、災害の規模を考えるともっと思い切った判断が必要であるのではないかとこのころから、市長のというふうな項目を設けさせていただいたということでございます。

あわせて保証人に関しましても同じ状況になりますので、そちらのほうもあわせて思い切って判断をさせていただける可能性があるのではないかなと考えております。

以上です。

○ 山口智也委員

そうすると3%より場合によっては低い利率で貸し付けということになると思うんですが、何を基準に利率を判断していくのかということが、2%なのか1%なのか、零点何%なのかという、何を基準に利率を判断するのかというのを具体的に想定しておくほうが事前に何か大規模な災害が起きてからどうこうということではなくて、事前にそういったものを、基準を想定しておくということも考えられるんですけども、その辺りのお考えはあるんでしょうか。

○ 片山健康福祉部次長兼健康福祉課長

今の時点としては大規模災害で思い切ったと考えておりますが、今ご意見を頂戴しましたようにそのときになってから考えるというのでは時間がないので、一度考えさせていたいただきたいと思ひます。

○ 山口智也委員

他市の動向なんかも、国や県のご判断というのもいろいろあると思うんですが、市は市でしっかりそういった基準も検討していくということもあるのかなというふうに考えます。

それから、この月賦償還というのが追加をされておるんですけれども、この理由は何でしょうか。

○ 片山健康福祉部次長兼健康福祉課長

これは一度にまとまった金額ということではなくて月賦にすることで少しずつお返ししていただけるということになるかなと考えております。

○ 山口智也委員

被災者にとってさまざまな選択肢をふやして使いやすくという一つの手段であるということですね。わかりました。

最後に、保証人についても思い切ったご判断の可能性もあるということだったんですけれども、今のところ想定しているのは、保証人は何人必要なんでしょうか。

○ 片山健康福祉部次長兼健康福祉課長

原則1名を想定しております。

○ 山口智也委員

そうしますと思い切った判断ということになると、最悪保証人がどうしても見つけられないという場合においても、そこは市の判断で保証人がなくても貸し付けも行われる可能性もあるという、そういう理解をしておいてよろしいでしょうか。

○ 片山健康福祉部次長兼健康福祉課長

大規模な災害になりますと、先ほど冒頭で申し上げましたが、市内あるいは周辺とかいう地域になりますので、その中で本当に保証人を立てることができるかということを考えなければいけませんので、思い切った措置が場合によってはさせていただく可能性があるかなと考えております。

○ 山口智也委員

わかりました。

本当に極限の状態になってくると思いますので、とにかく被災者の方が使い勝手のよくなるような最善の策を事前からしっかり検討していただきたいと思います。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

○ 藤田真信委員

山口委員の質疑の中で、ちょっと確認なんですけど、市長の特に必要と認める場合はという話ですけど、規則において別に定めることができるというようなことで、基本的には規則をつくるということでもいいんですよ。

○ 片山健康福祉部次長兼健康福祉課長

そのように考えております。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。

他に、ご質疑のある委員の方、おられますか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしというお声をいただきました。

他にご質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。討論のある方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしというお声をいただきましたので、討論もないようでございますので、これより採決を行います。

反対表明もないため、簡易採決により行います。

議案第138号四日市市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第138号 四日市市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

議案第139号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、続きまして、議案第139号四日市市国民健康保険条例の一部改正について、審査を行います。

本件は追加上程議案でありますので、資料の説明を求めます。

○ 飯田保険年金課長

保険年金課の飯田でございます。よろしく申し上げます。

お手元のタブレットのほうは6ページのほうをごらんください。

四日市市国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

国民健康保険法施行令の一部改正がございまして、これは4月1日から施行されますが、これに伴い保険料の賦課限度額の引き上げ及び保険料の軽減判定所得の引き上げ、この2点を行おうとするものでございます。

まず、1点目の保険料の賦課限度額の引き上げでございますが、国民健康保険料の賦課

の内容につきましてはいわゆる医療給付に充てる基礎賦課分、後期高齢者支援金、介護納付金という三つの割合で構成されておりますが、それぞれの負荷限度額の超過世帯の割合の状況を考慮して過去から見直しが行われてきているところでございます。

今回の改正につきましては医療給付に当たる基礎賦課分の部分のみ限度額を3万円、引き上げるにより全体の均衡を図るものでございます。

基礎賦課分は現行58万円でございますが、これを3万円引き上げ、改正後は賦課限度額を61万円、全体では93万円の賦課限度額であるところを96万円まで引き上げようとするものでございます。

2番目の保険料の軽減判定所得の引き上げでございますが、保険料の軽減制度につきましても、現在四日市では被保険者の保険料の負担能力に応じて賦課されるいわゆる所得割、それと応益に応じて等しく賦課される均等割、平等割の三つの要素から賦課が構成されております。

このうち、世帯の所得が一定限度の場合には応益分、均等割と平等割の部分でございますがこれを区分に応じて7割、5割、もしくは3割を軽減しているところでございます。

今回の改正につきましては、物価が上昇する等の経済見通し等も踏まえ、保険料軽減する基準を引き上げることによって軽減対象を拡大するものでございます。

引き上げの区分は、今回7割は従前どおりでございますが、軽減割合が5割の世帯につきましては、算定方法につきまして基準額の設定につきましては33万円に被保険者数に金額を乗じて得たものの部分で27万5000円となっているところを5000円引き上げて28万円、2割の軽減割合の世帯につきましては、現在50万円に被保険者数を掛けるとなっているところを1万円引き上げて51万円掛ける被保険者数というようところでそれぞれ引き上げを行おうとするものでございます。

この改正の引き上げにつきましても、4月1日を予定させていただいております。

あと、参考といたしまして、モデル世帯への年間保険料の影響、それから、賦課限度額の引き上げと保険料の軽減対象の拡大を図示したものを7ページのほうで上げさせていただいておりますのでご確認をお願いいたします。

議案第139号に対する説明は以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

これより質疑に入ります。ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言願います。

○ 中森慎二委員

済みません、7ページの影響に対する説明をしてくれませんか。

○ 飯田保険年金課長

ここで挙げさせていただいていますのは3人世帯、ご夫婦と子供さんお一人ということで、ご夫婦の年齢につきましては40才を超えますと介護保険料というものがかかってきますけれども、ここの試算としては介護保険料の賦課がない若い世代という設定でございます。

改正前、それぞれ世帯所得でございますが、100万円からそれぞれの刻みで改正前、改正後の年間保険料が幾らぐらいになるのか、それから、適応される軽減の割合が何割軽減に該当するのかというのを試算させていただきました。

世帯所得100万円の世帯につきましては軽減割合5割ということでここは変わらない部分でございますけれども、世帯所得がもっと上がりまして117万円を超えますと現行は軽減が2割までしかなかったものがもう少し軽減がふえて5割になると。このふえた分で年間保険料が4万170円軽減されるというような形になります。

それから、もう少し世帯所得が上がりまして186万円ぐらいまでのラインになりますと、実はここを超えると軽減のところから外れてくるわけなんです、186万円までの方は2割軽減というようなところにはまってくると。ここで新たに2万6780円の保険料が軽減されるというところがございます。

逆に年収が多いような状態でございますと、例えば一番下の891万円というようなところだと、もちろん軽減というものはないわけなんですけれども、逆にこの賦課限度額の引き上げによって年間で3万円、新たに保険料の負担がふえるというような形になります。

モデル世帯の保険料の説明については以上でございます。

○ 中森慎二委員

そうすると、例えば平成29年度のところの収支実績を改正後のものに当てはめると、ど

ういう状況になるんですか。全体的に。

この賦課限度額が3万円上がったことによってバランスがとれているということですか。

○ 飯田保険年金課長

済みません。先ほどちょっと補正のところでもご説明させていただいたところでちょっと中森委員、今平成29年度というふうにおっしゃっていただいたんですけども、今回の平成31年度でちょっと試算した数字でございますけれども、まず、この軽減範囲の拡大によって5割なり、2割なりの区分に新たに入ってくる世帯の保険料の軽減額のほうが585万9000円というふうに試算をしております。一方で、この賦課限度額の引き上げによって新たにふえる保険料の分が1216万3000円というふうに試算をしております。差し引きが610万円ほどになるかと思いますが、ここが保険料としては増額の補正をお願いさせていただいているところでございます。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。

他に、ご質疑のある委員の方はおられますか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

討論のある方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしというお声をいただきました。

別段討論もないようでございますので、これより採決を行います。

反対表明もないため、簡易採決により行います。

議案第139号四日市市国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第139号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

これで健康福祉部所管の議案審査は全て終了しました。

これより所管事務調査、協議会に移りますので、理事者の入れかえがございますので、休憩をとらせていただきたいと思います。55分再開でお願いいたします。

10 : 45 休憩

10 : 55 再開

○ 伊藤嗣也委員長

ここからは所管事務調査といたしまして、平成30年度第4回四日市市民生委員推薦会、平成30年度第2回四日市看護医療大学運営協議会、平成30年度第4回四日市市障害者施策推進協議会について、一括して報告を受けたいと思います。

それでは、資料の説明をお願いいたします。

○ 片山健康福祉部次長兼健康福祉課長

健康福祉課、片山です。

それでは、フォルダ03教育民生常任委員会、22平成31年2月定例会、12健康福祉部(所管事務調査、協議会資料)をごらんください。

それでは、まず、5ページをごらんいただけますでしょうか。

平成30年度第4回の四日市市民生委員推薦会の概要を報告させていただきます。

当会議は民生委員児童委員並びに主任児童委員候補者の適格性を審査し、三重県知事に推薦することを役割としております。

この推薦会は辞職等に伴う委員の補充が内容となります。

3、日時・場所・審議内容の項をごらんください。

民生児童委員2名の審査を行い、いずれも適格として三重県知事宛てに推薦を行った次第です。

以上で民生委員推薦会の報告を終わらせていただきます。

続きまして、7ページをごらんください。

第2回四日市看護医療大学運営協議会の報告をいたします。

日時、場所、委員の出席状況は資料のとおりです。11ページが委員名簿となっております。

4、議題及び主な質疑・意見をごらんください。

大学の収支状況について、大学から資料13ページ、14ページにより説明がありました。

15ページには過去の設置事業補助金の状況、さらに育成会事業補助金、奨学金の状況について、日程で定数枠いっぱいの利用があることとの説明がありました。

また、国からの助成金の関係上、学生の定員管理をしっかりしていきたいとの説明がありました。

次に、(2) 在校生、卒業生の合格状況と進路の状況につきまして、97分の17ページから20ページにより説明がありました。

質疑としましては、97分の18ページで保健師の新卒受験者減少と助産師の受験者数について質問があり、ともに学内で選考試験を実施後に国家試験を受験できる資格が取得できる課程に進ませている等との説明がありました。

また、入学者中の地元出身者の割合に関して、受験者の7割程度が県内出身者で卒業生の6割程度が県内の就職であることの報告がありました。

また、(3) 地域社会への活動状況について、97分の21ページから35ページにより市内の医療機関への就職実績、訪問看護師養成等の人材育成研修、生涯学習の拠点としての公開セミナー等や教職員、学生による地域貢献活動、地域ボランティア活動の実施について説明がありました。

なお、97分の37から40ページにつきましては、本市が大学に実施や委員の就任をしております事業の一覧となります。

(4) その他の項目で臨床検査学科の設置に係る進捗状況について、97分の41ページから47ページにて説明があり、教員の確保状況、教育課程、実習先の確保状況、東海3県周辺の高校への新設予定学科への入学希望を問うアンケートの実施状況の報告がありました。

なお、97分の42ページの最後に新設学科の申請スケジュールがありますが、このとおり事務が進んでいるとの報告がありました。

また、97分の48ページ以降は参考資料として入学試験の結果等が示されました。

以上で四看大運営協議会の報告を終わります。

○ 田中障害福祉課長

障害福祉課、田中です。

では、資料を進んでいただきまして、61ページをお願いいたします。

よろしいでしょうか。

平成31年2月4日に開催をさせていただきました平成30年度第4回の四日市市障害者施策推進協議会について報告をさせていただきます。

場所につきましては記載のとおりでありまして、出席委員数は20名中17名の出席をいただいております。

委員の名簿につきましては、65ページの資料1に掲載をさせていただきます。

議題といたしましては、まず一つ目、第4次四日市市障害者計画（案）についてでございます。

平成30年12月25日から平成31年1月24日にかけて、第4次四日市市障害者計画（素案）のパブリックコメントを実施し、提出された4者、24件の意見とその意見に対する本市の考え方について説明をさせていただきました。

後ほど、協議会で説明をさせていただきますが、資料の87ページから97ページにかけて意見と市の考え方を掲載させていただきます。

こちらの意見と意見に対する考え方については、委員のほうからパブリックコメントの18番につきまして、互いに違いを認め合い、自分らしく暮らせる社会を以前から四日市市障害者計画の基本理念として掲げ、その実現を目指していることをもっとアピールしたほうがいいのではないかのご意見をいただき、意見に対する本市の考え方を一部修正させ

ていただきました。

次に、第4次四日市市障害者計画（素案）からの変更箇所といたしましては、パブリックコメントの意見にエンパワメントの用語解説を追加したこと、本文中に教育委員会主催の人権啓発ポスターに応募いただいた市内の小中学生の作品を掲載したことを説明させていただきます。

委員からエンパワメントについて、もっとわかりやすい表現にしたほうがよいではないかとのご意見もいただき、計画案のほうの本文中の文言を修正させていただきました。

また、第4次障害者計画の重点施策について、キーワードを太字にするなどもう少し工夫をしたほうがいいとの意見をいただきましたもので、こちらのほうも計画案の修正をさせていただきます。

障害者施策推進協議会での意見も踏まえまして、第4次四日市市障害者計画（素案）への意見とその意見に対する本市の考え方及び第4次四日市市障害者計画を修正したものを後ほど、協議会において説明をさせていただきます。

次に、（2）の議題といたしまして、既存事業の見直し案と身障4級医療費助成制度案についてでございます。

資料2の既存事業の見直し案と身障4級医療費助成制度案の一部修正案と周知期間を含めた実施までのスケジュール案を67ページから掲載させていただきますのでこちらのほうをごらんください。

よろしいでしょうか。

これまでの障害者施策推進協議会での意見を踏まえ、一部修正を行ったものを提示させていただきます。

まず、タクシー料金助成事業なんですが、利用者の利便性の向上を図るために、これまで協力事業者の要件が市内に営業所を持つ事業者のみであったものを県内の隣接市町に営業所を有する場合も対象とすることでタクシー券の利用可能な事業者をふやそうとするという形の内容になってございます。

68ページをお願いいたします。

自動車燃料費用助成事業なんですが、こちらにつきましては、これまで70歳未満を対象とする内容を提示させていただいておりましたが、新たに75歳未満も対象とするという内容に変更をさせていただきます。

その下、68ページの3、重度障害者手当をお願いします。

こちらにつきましてはこれまで提案してきた内容から修正させていただいた点はありません。

次の69ページをお願いいたします。

身障4級医療費助成制度案ですが、所得制限、自己負担を1割導入する、入院費用も対象にすべきなどそういったご意見をいただいておりますが、年々障害福祉にかかわる費用が増加していく中、将来にわたって持続可能な制度を設計していくことが必要であることを考慮いたしまして、これまで提案してきた内容から修正をさせていただいた点はないものをお示しさせていただきました。

次の70ページから73ページにかけてはタクシー料金助成事業、自動車燃料費用助成事業、重度障害者手当の見直し内容が確定した後でどういった流れで実施に向けて取り組んでいくかというものをポンチ絵でお示しをさせていただきました。

いずれの制度におきましても、市の広報による周知であったり、現在この制度を利用している方の制度変更の周知を丁寧に行う必要があります。

続きまして、73ページをお願いいたします。

こちらは、身障4級医療費助成制度（案）の実施に向けた流れとなっておりますが、これまで実施している医療費助成制度とは異なる新しいシステムをつくる必要があります。また、医師会や歯科医師会など、関係機関への説明と協力の依頼などが必要なことをご説明をさせていただきました。

システムが構築された後、新たに身体障害者4級手帳を持っている全ての方に個別の通知を行い、申請を受け付け、審査を行い、順次受給者証の交付となるという流れを説明させていただきました。

こういった形で制度（案）が確定した後も実施に向けては一定期間が必要となってくることから、これらのことを踏まえてそれぞれの団体とも引き続き話し合いを行い、なるべく早い時期に既存事業の見直し内容や身障4級医療費助成制度案の内容を確定し、実施に向けて取り組んでいきたいということを説明をさせていただきました。

資料を戻っていただきまして、62ページを再度お願いしたいと思います。

これらの制度を説明させていただき、委員から出された意見としましては、まず、既存事業の見直し案についてなんです。重度障害者手当の見直しは受給者やその保護者には周知されないことを踏まえ、このまま継続していくのがよいと考えるといったご意見や重度障害者手当は月額2000円であっても、年間額にすると2万4000円となり、廃止となれば

生活に影響することも考えられることから、受給者本人のみへの周知では理解が難しい場合もあるので、例えば支援を行っている事業所などの関係機関への周知も配慮してほしい、また、経過措置についても配慮が必要であると考えたとの意見が出されました。

次に、身障4級医療費助成制度案についての意見なんですが、こちらについては実施時期についての質問がございました。

その質問に対しましては、制度内容が確定した後に、先ほども説明した形でシステム構築とテスト運用等におおむね8カ月から10カ月程度の期間が必要となってくることから、実施までには約1年程度の期間が必要であるという形でお答えをさせていただきました。

制度の修正案が協議会の意見をどのように踏まえて掲示されたのかといったご質問があり、早期の実施に向け、持続可能な制度にしていくことが肝要であり、各委員の意見を総合的に勘案し現段階ではこの案を提示させていただいたことを答弁させていただきました。

また、四日市市と同格規模の都市では、特定の疾病に対して助成を実施しているところもある中、今回、四日市市の提案は大きな前進であるとの意見や新しい事業であり、まずは早期に実施することが重要であり、制度は時代に合って見直しをしていけばよいと考えたとの意見も出されました。

これらの意見も踏まえまして、引き続き、障害者団体と協議の上、なるべく早い時期に内容を確定し実施に向けて取り組んでいくと報告をさせていただきました。

私の説明は以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。以上でしょうか、説明は。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言願います。

○ 山口智也委員

四日市看護医療大学の部分で教えていただきたいと思いますが、8ページのところに看護師と保健師の資格の部分が少し書かれておるんですけど、開設当初は看護師と保健師については両方受験資格が取れる仕組みだったと、それが選択制に変更したということで、数年前から変更になったようですけども、これは国の方針か何か、法改正か何か、何が理由で変更になったんですか。

○ 片山健康福祉部次長兼健康福祉課長

国の方針ではございませんので、それぞれ、大学としては受験していただく以上、1人でも多く合格をさせたいという思いがありますので、その関係でちょっと、大学のカリキュラムのほうで受験資格を絞っていったって、できるだけ合格率を上げていきたいというふうな考え方でございました。

○ 山口智也委員

この選択制にすることで合格率を上げていくことが一つあるということですね。

実際、例えば保健師については、この選択制にすることによって、人数的には合格者の数もふえるんでしょうか。合格者の数も実際、保健師などはふえたんでしょうか。

○ 片山健康福祉部次長兼健康福祉課長

資料の18ページをごらんいただくと真ん中が保健師となります。平成27年度から大学の考え方により受験者も絞り込んでいくという考え方の中から受験者数が減っておりますが、その横、合格率をごらんいただきます、年度で多少でこぼこはあるんですが、全体的に合格率としては上がっているというふうな状況をご確認していただけるのではないかなと思います。

○ 山口智也委員

18ページを見せていただくと、そんなに上がっているという印象はそんなに受けないんですけども、余り変わっていないように思いますし、合格者自体も半減しているんですよ。

保健師をふやしていくということを考えると、この制度でこのままいくんでしょうか。

この選択制にした理由がまだちょっと、説明を聞いていてもよく目的がわからないんですが、何が言いたいかと言いますと今学校保健師が最近でも大体50名を選考して受験をしていただいているということなんですけれども、四日市でもその保健師が非常に不足している、他市に比べても保健師が不足している状況だと思います。そこで、四日市看護医療大学とそういった状況についても四日市市が情報共有をして何かしら対策を考えていく必要もあると思うんですが、そういった大学との情報共有というのはされているんでしょうか。

か。

○ 片山健康福祉部次長兼健康福祉課長

運営協議会もごございますし、その都度事務局と私どもの間でいろいろ課題に関しては話し合いをさせていただいておりますので、この件に関しましても今後また、検討させていただきたいと思います。

○ 山口智也委員

数だけふやせばいいわけではないので、しっかり絞り込んで優秀な質の高い保健師さんを、合格者を出していくということが大事かと思うんですけども、やはり四日市の現状を考えるとこの合格者のうち四日市市の職員に登用していくという、そういう道も考えていく必要もあるのかなというふうに個人的には考えるんですけども、また、そういったこともぜひ検討していただければありがたいと思っております。

とりあえず以上で。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。

他に、ご質疑のある委員の方。

○ 藤田真信委員

ページ数が資料のナンバー6、29ページ、タブレットページは41ページ、2020年の臨床検査学科という話なんですけど、入口アンケートの調査に関してはちょっと別ページで詳しく書かれているんですけど、これって、この学科って何人の定員になる予定なんですか。

○ 菱田健康福祉課課長補佐兼企画係長

健康福祉課、菱田でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

定員としましては50人を想定しております。

以上でございます。

○ 藤田真信委員

入口に関しては三重県とか、愛知県とかの希望者が結構いるみたいな感じですね、47ページの資料によると。

出口のほうが、これ、どの辺の枠で県内の枠なのか、多分件数を見ていると県外へ出ていると思うんですけど、どれぐらいの範囲での調査になっているんですか。わかればで結構です。

○ 菱田健康福祉課課長補佐兼企画係長

菱田でございます。

四日市看護医療大学から聞いておりますのは、福井県以下、こちらの東海、中部管内というところでアンケートを実施したというふうに聞いております。

以上でございます。

○ 藤田真信委員

わかればで結構なんですけど、その中で県内での採用したいというふうに答えている件数ってどれぐらいあるんですか。わからなければまた後で聞かせてくれればそれでいいです。

○ 菱田健康福祉課課長補佐兼企画係長

大変申しわけございませんでした。また、後ほど資料のご提出をさせていただきます。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。

他に、ご質疑のある委員の方はおられますか。

よろしいですか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしというお声をいただきましたので、他にご質疑もないようでございますので、本件はこの程度といたします。

11:18 休憩

13:00 再開

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、午前に引き続いて教育民生常任委員会を開催いたします。

続きましては、所管事務調査といたしまして、平成30年度第2回エスペランス四日市運営協議会及び平成30年度第2回四日市市青少年問題協議会について、一括して報告を受けたいと思います。

それでは、資料の説明をお願いします。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課、棚橋でございます。

まず、タブレットの資料ですけれども、03教育民生常任委員会、22平成31年2月定例会議、04こども未来部（所管事務調査資料）をお願いします。

では、その資料の3ページをお願いいたします。

平成30年度第2回エスペランス四日市運営協議会の報告でございます。

会議は1月31日にエスペランス四日市で開催されました。

委員の名簿は3番に記載のとおりでございます。当日、委員の方9名の出席がございました。

まず、エスペランス四日市から乳児院、児童養護施設等について現状報告がありまして、10月1日現在で乳児院につきましては定員25名のところ、在籍人数21名、児童養護施設につきましては定員50名のところ、44名在籍とのことでした。

また、感染症対策委員会を実施するなど、入所児に対する健康管理を徹底していること、季節の行事を通じた食育活動に取り組んでいること、地域の行事等に参加して地域交流を実施していることが報告されました。

次に、資料4ページをお願いします。

委員からの主な質疑ですけれども、委員から質問としまして、気管支肺炎での入院が4名というのは多くないかという質問がございました。それに対しては例年と同水準であるが、

一般家庭であれば入院するほどでなくても大人数で生活しているということで感染防止のため入院させるケースも多いというふうに回答がありました。

また、この冬のインフルエンザの感染状況についての質問に対しましては、12月から1月にかけてインフルエンザへの感染が生じたこと、また、感染した子供については隔離して対応したことが回答されました。

次に、5番のところに各委員からの主な意見を記載させていただいております。また、資料5ページ以降に当日エスペランス四日市から配付されました事項書と資料を添付しております。

説明については以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

○ 山口こども未来部次長兼こども未来課長

こども未来課の山口です。よろしくお願いいたします。

続いて、9ページをお願いいたします。

本年2月1日に開催いたしました青少年問題協議会を報告させていただきます。

委員名簿につきましては各関係団体から選出されました18名となっており、当日は15名の出席でございました。

最初に、警察から四日市管内の少年非行についての内容説明がありまして、発生件数は減少傾向にあるものの、一方でインターネット空間では青少年が被害に遭う件数が増加している報告がありました。

続いて、北勢児童相談所からは携帯電話フィルタリングサービスの利用について、昨年の10月に行われました調査結果についての報告がありました。

平成30年度は青少年の契約件数のうち、73%がフィルタリングサービスを利用するようになりまして、前年度に比べまして7.4%の増加となったことの報告がありました。

続いて、本市の青少年育成室からは啓発活動、それから、研修活動の取り組み等の報告がありました。委員からは問題発生の原因が親子関係がうまくいっていなかったり、利用に当たってのルールづくりのための家庭における話し合いの場が少なくなっているのではないかとの意見をいただきました。

最後に委員長から青少年の健全育成には親子の話し合いや他者とのコミュニケーションをとることが非常に大事であること。それから、これからも関係諸機関が連携しそれぞれの立場で青少年の健全育成に向け一層の協力をしていくことが大切であると総括されました。

なお、11ページ以降につきましては当日の事項書と配付資料となっております。
説明は以上です。

○ **伊藤嗣也委員長**

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言願います。

○ **荒木美幸委員**

まず、エスペランスのほうですが、以前は教育民生常任委員会から議員が参画をしていたかと思いますが、その後、委員の構成メンバーなんですけれども、四日市看護医療大学の河野先生がこの前入られているんですけれども、この委員に入られたのはいつごろからで、どういった目的といたしますか、ご指導いただくということのメリットで参画していただいたかのか、その辺の経緯はわかりますでしょうか。

○ **棚橋こども保健福祉課長**

こども保健福祉課の棚橋でございます。

申しわけございません。ちょっといつごろからというところは今すぐにちょっと何年度ということが今ちょっとすぐに明確に出せませんので申しわけございません。

○ **荒木美幸委員**

私はいいいことだと思っていますので、ぜひこういういろんなご経験がある先生に入っただいていますから、よりよきアドバイスをいただける運営協議会であっていただきたいなど、これ、意見として申し上げておきます。

それと続けて、よろしいですか。

○ 伊藤嗣也委員長

どうぞ。

○ 荒木美幸委員

青少年のほうなんですけれども、先ほどのご説明の中でスマートフォン等の扱いについて、家庭で協議をする機会が少なくなっているというようなご説明があったかなというふうに思うんですけれども、以前、市のほうもそういった家庭でのルールづくりのためのパンフレットなどをつくっていただいて、教育委員会なども通してそれぞれそういう時間を持って一定の家でのルールづくりを親子で話し合うというような取り組みをしていただいていたと思うんですけれども、そういった取り組みが今余り活発に行われていないということでしょうか。

○ 山口こども未来部次長兼こども未来課長

取り組み自体は以前と同様というか、さらにですけれどもこちらのほうではやっておるんですけれども、これは委員さんの意見の中でやはり例えば受験の前に親子でのコミュニケーションをもともととれなかったりという、インターネットとかスマホ以外のものでもともと親子間の会話がとれていない家庭でそういうことが目立つというような発言でございました。

○ 荒木美幸委員

わかりました。ありがとうございます。

○ 伊藤嗣也委員長

他に、ご質疑は。

○ 山口智也委員

4ページのエスペランスのほうでお聞きしたいんですが、北勢児童相談所からのご意見で、エスペランス四日市での委託、一時保護について緊急で依頼することも多いとあるんですけれども、私勉強不足で申しわけない、ちょっと教えてほしいんですが、養護施設への委託一時保護と児童相談所での一時保護との違いが何なのかというのと、緊急で委託

一時保護にするこの仕組み、制度というのはどういうものなのか少し簡単に教えていただけないでしょうか。

○ 中川こども保健福祉課家庭児童相談室付主幹

家庭児童相談室の中川と申します。

まず、委託一時保護についてなんですが、これは児童相談所のほうにある一時保護施設で行う一時保護と、こういったエスペランス四日市等の児童養護施設で委託一時保護をする場合の2種類がありまして、ここの違いについてなんですけれども、例えばそのケースの内容によって変わってくるんですが、単純な理由として一旦は児童相談所の一時的保護処理をするのが原則なんですけれども、例えばいっぱいでも何ともしようがないというときとか、あとはそのケースの方が以前にエスペランスのショートステイを使ったことがあるそうで、なれているという場合にこちらのほうを利用する場合があります。

一番大きいのはエスペランスではないんですけど、病院に委託一時保護をするということがありまして、こういった場合については病院の専門的な、医療的なケアが要ると判断する一時保護ということで、そういうふうな区別のほうがございます。

○ 山口智也委員

ありがとうございました。

そうすると、北勢児童相談所が機能的にいっぱいであるという状況もあるということなんですね。

○ 中川こども保健福祉課家庭児童相談室付主幹

時期によってはあります。

○ 山口智也委員

そういった場合はエスペランスで受け入れるだけのまだ少し余裕もあるということなんですね。

○ 中川こども保健福祉課家庭児童相談室付主幹

家庭児童相談室、中川です。

おっしゃるとおりでございます。

○ 山口智也委員

わかりました。

もう一つお聞きしたいのが、近年、児童虐待も大きな課題なんですが、運営協議会においても私も以前教育民生常任委員会の委員長をしていて、充て職で行かせてもらっていた時期があるんですけど、正味1時間ちょっとの会議の中でエスペランスのお子さんの様子が今どうなのかというようなことがメインで余り深い議論まではなかなかする時間もないし、そういう場でもないのかもわかりませんが、どうなのでしょうね、そういった議論はこういう場ではなかなかされないものでしょうか。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課の棚橋でございます。

この協議会、こんなようなのが2回あったんですけど、いずれも状況とか、そういうことの報告がありましたけれども、そういった方面の議題とかも必要であればちょっとまたエスペランス四日市のほうにちょっとそういう意見があったということをもたえさせていただきますというふうに考えております。

○ 山口智也委員

せっかく、こういった現場の方々が集まる、ほかにもそういったネットワーク会議はありますけれども、こういった場でも非常にそういった議題を皆さんで話し合うということも大切なかなと感じますので、またご提案していただければありがたいんですが、この委員にこども未来部長は毎回参加をされておりますけれども、十分それでもご対応をいただいているとは思いますが、そういった本当の現場を担当されている例えば家事室の職員さんがこういった運営協議会にも入ってご意見を述べてもらうということもあっていいのではないかなと思うんですけども、またこれも一つ、ご検討いただきたいと思います。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課、棚橋でございます。

今いただいた意見、またエスペランスのほうに伝えたいと思いますし、また、家事室の職員につきましては、委員ではありませんけれどもオブザーバーという形でこの会議の場にはいさせてもらっていますもので、そういう状況でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

他に、ご質疑のある委員の方はおられますか。

○ 山口智也委員

青少年育成のことでちょっと1点、教えてください。

スマホやインターネットの利用について、フィルタリングのことについては、そういった意見がここにも載っているんですけども、私も小学生の子供がおりまして、いろいろ学校現場も今そういったネットなんかを使ったいじめの問題なんかもやっぱりよく聞くんですけども、そういった話題というのは、こういうところでは今のところ話題としては上がってきていないのでしょうか。

○ 山口こども未来部次長兼こども未来課長

こども未来課、山口です。

こちらの青少年問題協議会の委員の中にも教育委員会の教育長も入っておられますので、当然、教育現場でのお話というのでも出てきております。

○ 山口智也委員

教育委員会もしっかり教育長も入っていただいておりますので、また、学校の校長先生なんかも入っていただいていると思いますので、最近こういった問題も非常に、また、これも先ほどの話になるんで、テーマに上げていただけるようご検討いただければありがたいと思います。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

他に、ご質疑のある委員の方はおられますか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、他にご質疑もありませんので、本件はこの程度といたします。

13 : 16 休憩

14 : 18 再開

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、これより所管事務調査といたしまして、平成30年度第1回及び第2回人権施策推進懇話会並びに平成30年度第1回同和行政推進審議会について、当委員会所管部分の報告を受けたいと思います。

資料の説明をお願いします。

○ 石田人権・同和政策課長

人権・同和政策課でございます。よろしくお願いいたします。

私からは所管事務調査につきましてご説明いたします。

資料のほうですけれども、タブレットの03、それから、22平成31年2月定例会、それから、15その他人権施策推進懇話会及び同和行政推進審議会報告、03の22の15をお願いいたします。

よろしいですか。

まず、2ページをごらんください。

今年度、当課が所管いたします人権施策推進懇話会を2回、それから、四日市市同和行政推進審議会を1回開催しましたので、ご報告をさせていただきます。

めくっていただきまして、4ページのほうをお願いいたします。

4ページでございますが、4ページは第1回人権施策推進懇話会の概要をまとめたものでございます。

第1回目の人権施策推進懇話会は、8月27日に開催してございまして、前年度実施されました人権施策の内容をもとによっかいち人権施策推進プランの進捗管理として評価、議論をいただいたものでございます。

中段にプランに基づく事業というのがありますけれども、そこをごらんください。

当委員会の所管でございましてけれども、子供や青少年、障害者、高齢者、生活困窮者などの人権について77事業でございます。この77事業を含めた全175事業について、委員の皆さんからご意見をいただいております。

その下の委員の主な意見等のところをお願いいたします。

委員の主な意見としましては、一番上、法制度の整備やバリアフリー化など前進が見られるものの、そこから二つ目の項目に行くんですが、子供の虐待など個別の分野において人権侵害が残っているというご意見を委員の皆さんからいただいております。

なお、5ページから63ページは当日の資料でございます。

次に、65ページをごらんください。

65ページは第2回目の人権施策推進懇話会について概要をまとめたものでございます。

第2回目の人権施策推進懇話会は1月23日に開催をしております。

第1回の懇話会でいただきました人権施策に対するご意見をまとめた外部評価報告書(案)、そして、2020年度に予定しております人権施策推進プランの改定の方向性について議論をいただきました。

65ページの中段でございまして、委員の主な意見等についてでございますが、外部評価報告書について、精神障害や内部障害など、目に見えにくい障害を抱える方の人権など、新たに発生する人権課題についても今後取り組む必要があるとのご意見をいただいております。

なお、外部評価報告書でのご指摘につきましては、各分野の施策に反映をしております。

66ページから76ページは当日の資料でございます。

最後に、78ページのほうをお願いいたします。

78ページは四日市市同和行政推進審議会について概要をまとめたものでございます。

今年度は1月24日に開催をしておりますが、あらかじめ行われます教育・就労、それから市営住宅の二つの専門部会の取り組みを受けまして、審議会をその報告を含めた協議の場として開催させていただいております。

委員からいただきましたご意見につきまして、78ページの中段でございますけれども、中段より下の委員の主な意見等としてまとめてございますが、出ました意見として企業への人権啓発の働きかけが重要であるであるとか、各企業の公正採用人権啓発推進員というのがございますが、こういう方たちへの研修等を企画してはどうかと。つまり、企業のほうへの働きかけというのをした上での人権啓発を進めてはどうかというご意見をいただいております。

また、記載してはございませんが、この審議会の中である委員から学校の部落差別について学んだ中学生がインターネットでその語句を調べるとよくない情報を見つけてしまうという、インターネット上の人権課題についてのご意見もいただいております。

101ページをごらんください。

101ページには四日市市部落差別の解消の推進に関する具体的方針（案）というのがございます。101ページでございます、お願いいたします。

この101ページですが、一昨年度に制定をされております部落差別の解消の推進に関する国の法律ですね、これを受けまして審議会ですら、四日市市部落差別の解消の推進に関する基本方針というのをつくっております。

この基本方針の策定を受けまして今年度、それを具体化するということでこの101ページの四日市市部落差別の解消の推進に関する具体的方針（案）というのが取りまとまっております。

これらについて、委員からいただきました意見については、また、済みません78ページに戻っていただきますけれども、78ページの中段より下、委員の主な意見等のところの具体的方針（案）の策定についてというところですが、いただいた意見としては、具体的方針（案）にご理解をいただいたということが一つ、さらに先ほども申し上げました委員からのご意見も受けて、インターネット上の差別について現状把握に取り組んではどうか、というご意見をいただいたところでございます。

説明は以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

ご質疑がございましたら、挙手にてご発言願います。

よろしいですか。

○ 荒木美幸委員

今説明がありましたインターネット上の情報ですね、語句を検索することによって、いわゆるいろんなもちろん意見が出てくるわけですが、どちらかというとなガティブな情報を見てしまうことによって間違った認識をしてしまったりすることの危険性ということではなかったですか。

○ 石田人権・同和政策課長

インターネットの中で差別を先導するような偏見が入っているネットを見てしまうということが、今たくさんそれがインターネットにあるということで、学校で学んだ人権の知識がそういう形でネガティブのほうにいくという課題がございます。

○ 荒木美幸委員

それに対して委員さんのほうからそういった差別に対して何かの策を講じたほうがいいのではないかという意見があったという今ご報告があったんですけれども、それに対して何か具体的に考えていることなどはあるんでしょうか。

○ 石田人権・同和政策課長

具体的方針（案）の中でも触れております行政の部落差別に関する実態把握ということで例えばインターネット上でどのような書き込みがあるのか、そういうのを探しまして、それを消していただくという動きに変えていくと。

今法務局さんのほうでそのような活動をしていただいているので、これまででも市民からの通報を受けまして、法務局につないだという例がございましたけれども、今後それを市のほうで調査をして、それを法務局へ連携をとっていくということができればなということで今後取り組んでいきたいと思っております。

○ 荒木美幸委員

大事なことですのでぜひお願いしたいということと、それと、これは人権の問題だけには限らず、今インターネットって本当にあふれるほどの情報が出ていますので、それをとめることってなかなか難しいですよ。じゃ、どう判断するのかというのはそれぞれのや

はり知識であったり、経験であったり、そういったことが教育であったり、そういうことがすごくベースにあることが大事だと思いますので、そうやって人権教育の中でもそういったものに対する判断能力を養っていかなければいけないということもあわせて教育の中に入れていかれるといいのかなというふうにはちょっと私としては今感じたところですので、意見としてこれは伝えておきたいと思います。

○ 伊藤嗣也委員長

他に、ご意見のある委員。

○ 笹岡秀太郎委員

済みません、ちょっと声がひどいかもわかりません。

資料を見ていると1回、2回の人権施策推進懇話会が開かれて、欠席の方が1回目は1人、それから、2回目は2人でしたけど、名前を出してもらわなくても結構なんですけど、2回とも出れなかったという方もいらっしゃいますか。

○ 石田人権・同和政策課長

今回、お一人おみえになります。

○ 笹岡秀太郎委員

決してその人を責めるわけでも何でもないんですけど、例えば少ない会議で実りのあるもの進めていっていただかなあかんで人選というところが、そちらのほうで例えば、例えばですよ、何かの理由で出れないのであれば、やはりちょっとその辺のところを考えるか、どうして出れなかったのかという辺りを把握して委員構成を考えるかというところもちょっと重要になってくるのかなと思うんですけど。

決して本当に責めていないんですよ、実りのあるものにしていただこうと思うとそういう配慮も要るのかなという気がするんですが、コメントがあれば。

○ 石田人権・同和政策課長

今回、7月から2年間、委員さんをお願いするに当たり、必要な団体の選定から委員さんの選定までお願いをしてまいりました。その中で就任していただく委員さん方に事前に

この会議の趣旨の説明であるとか、流れの説明、目的の説明をさせていただいております。その中で1回目ご欠席で、事前にはご意見を伺っておったり、内容をお伝えしてあった委員さんが1回目、会議の重なりで出れなかったと。その方に関しましては、その会議の後、報告をさせていただいて、2回目準備万端で迎えたところやったんですが、体調をちょっと崩されましてこのような形になったということでございます。

その方にもしっかりフォローをして、2年間の任期をしっかりいろんな人権を大切にすお話をさせていただきながら続けていきたいなと思っております。

○ 笹岡秀太郎委員

そういうふう聞き取りとかあるいはそういった意見等をきちんと差し上げて意見を頂戴するという仕方も大事かと思っておりますので、その辺、充実した内容にしていただければありがたいなと思っております。

それから、第1回の行政推進審議会も第1回となっておりますが、2回目があるわけですか。

○ 石田人権・同和政策課長

今年度につきましては1回で報告と協議ということを済ませております。

2回、審議会のワーキングというものはさせていただきまして、その中で教育・就労の課題でありますとかは話し合ってきました、それを審議会で報告させていただいて意見をいただいたということでございます。

もう一つ、済みません。

いただきました具体的方針（案）につきましては意見をいただいたものをインターネットでの実態把握も含めて、委員長、副委員長と調整をしまして今後、正案をつくっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○ 笹岡秀太郎委員

ワーキングのほう2回やっていただいているから、数でいけば3回をやっていただいたとなるんですけど、これ、基本的に年度で何回の予定を当初はしてみえたの。最初からこういう、1回で終わるという予定でした。

○ 石田人権・同和政策課長

78ページにありますとおり、その審議会の経過の中で目的としていますのが広く同和問題の解決に向けた重要事項について審議を行うというのがありますので、予算取りとしては2回で予定しておりますが、ただ、ここ数年1回で専門部会のほうを中心という形で行わせていただいております。

○ 笹岡秀太郎委員

年に1回というのはやはりちょっと問題ありかなという気もするので、ぜひ、そのために恐らく2回の予算を組んであると思うので、きちんと予算を執行していただけるようなスケジュールで進めていただければありがたいなと思いますので、ぜひ、次年度はしっかりとその辺のところをしていただければと思います。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

他に、ございますか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、本件につきましてはこの程度といたします。お疲れさまでございました。

委員の皆様、確認事項がありますのでしばらくお待ちください。

お疲れのところ済みません。もう少しお時間ください。

次に、2月定例会議会議会報告会、シティ・ミーティングについてですが、審査順序に記載の日程のとおりで開催されますのでよろしくお願いいたします。

また、タブレットに当日の事項書案をアップロードしておりますが、会場に18時集合でお願いをいたします。

ちなみに、会場は桜地区市民センターでございます。進行についてでございますが、前回と同様、各委員に説明、ご報告をいただくことで、という形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、教育委員会の当初と補正予算でお一人の方、それから、こども未来部の当初と補正でお一人の方、それから、健康福祉部の当初と補正でお一人の方、それから、一般議案及び請願でお一人の方、計4名で担当を分けて報告をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

そうしたら、もしこの中であれなんですけど、あと、司会、進行の方が1名必要になってまいります。どういたしましょう。

最後といったら最後なんですけれども、桜地区市民センターということもあるんですが、何か希望であったり、何か案であったら。どうでしょうか。

○ 諸岡 覚委員

もし、許していただけるのであれば、司会やらせてください。

○ 伊藤嗣也委員長

司会。じゃ、司会を諸岡委員。

ほかに、どうでしょうか。

○ 山口智也委員

じゃ、健康福祉部をさせてください。

○ 荒木美幸委員

じゃ、こども未来部をやりましょうか。

○ 太田紀子副委員長

そうしたら、教育委員会。

○ 藤田真信委員

請願と一般議案で。

○ 伊藤嗣也委員長

そういうことで。一応、確認させてください。

司会進行を諸岡委員、それから、健康福祉部を山口委員、それから、荒木委員がこども未来部で、副委員長が教育委員会、藤田委員が一般議案と請願ですね。よろしくお願いたします。

また桜地区市民センターということで、もしたくさんの方が来られるということも想定して2部屋で分かれてシティ・ミーティングをするということも視野に入れておりますので。

それで、シティ・ミーティングについて、Aグループが私伊藤、それから、荒木委員、中森委員、諸岡委員。Bグループが太田副委員長、それから、笹岡委員、藤田委員、山口委員です。

よろしいですか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

以上、よろしくお願いたします。

シティ・ミーティングの司会進行につきましては、正副委員長のほうで行いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

なお、発表者についても決める必要がありますが、もしご希望があれば。いかがでしょうか。

○ 藤田真信委員

いつもどおりでいいです。

○ 伊藤嗣也委員長

それではAグループ諸岡委員、Bグループ藤田委員でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

また当日、1グループの可能性もないわけではございませんので、そのときにご相談させていただくということで。

続いて、6月の定例会議会の議会報告会、シティ・ミーティングですが、日程及び会場については議会運営委員会において、各常任委員会において決定することが確認されており、2月5日の議会運営委員会において2月定例会議会の議会報告会の開催日程案とそれについて示されました日程については、議会運営委員会で示されたとおり7月10日木曜日に行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、開催場所でございますが、今回、教育民生常任委員会の開催場所になる北部ブロック東、富洲原、富田、大矢知、羽津、橋北、海蔵のうちから決定したいと思います。

開催会場につきましては、最近の開催から遠ざかっているのが橋北地区と大矢知地区でありまして、橋北交流会館とあさけプラザを仮予約しておりますが、開催地及び開催会場についての意見はございますでしょうか。

○ 諸岡 覚委員

正副委員長案一任で。

○ 伊藤嗣也委員長

正副委員長案としては、平成24年以来教育民生常任委員会で行っていない橋北地区、橋北交流会館ということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、お願いいたします。

済みません、確認だけとらせてください。

休会中の所管事務調査についてですが、今回につきましては特に調査することがない場合は行わないこととしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

確認とりました。

3月28日の議会報告会でございますが、市民からいただいた意見の整理でございますが、皆さんにメールをお送りして確認いただくという形でよろしいですか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

確認とりました。

次に、4常任委員会報告会につきまして、2月26日の議会運営委員会において日程確保の都合上、今期については4常任委員会報告会を開催せず、署名をもつての報告にかえる旨が確認されております。

そこで、資料についてですが、当委員会につきましては小中学校のバリアフリー化について、学校指定物品の取り扱いについて、小中学校における熱中症対策についての3項目の所管事務調査を実施いたしましたので、各会議の所管事務調査報告書といたしたいと思えます。

資料案につきましては、会議用システムにアップロードしておりますが、これに1月に行われました休会中所管事務調査、小中学校における熱中症対策についての報告書を追加させていただきたいと思えます。

また、このほかにも各委員会において報告が必要と判断した事項があれば加えますが、資料に掲載する内容について、委員の皆様、何かご提案はありますでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、今回の報告書の事項につきましては、所管事務調査を行った報告のみとさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

最後に、年間白書についてでございます。

年間白書につきましては、議会運営委員会で決められた手順に従って委員会の構成委員会開催状況、委員長報告、予算決算分科会長報告、所管事務調査報告書、行政視察報告書、議会の今回の概要を内容として正副委員長にて作成させていただきたいと思っております。また、そのほかにも高校生議会でいただいた意見書について、その内容を今期中に所管事務調査等の項目で取り扱うことは難しいため、新体制へ引き継ぎを行うべく、現時点の内容を白書に掲載させていただきたいと思っております。

また、そのほかにも委員会として特に追加すべきものがあれば追加したいと思っておりますが、委員の皆様、ございますでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

特にないようですので、1月に行われました所管事務調査の報告書、2月定例会議会における当委員会の審査順序、分科会長報告、委員長報告、そして、3月28日開催の議案報告会の概要を追加し完成したいと思っておりますが、作成につきましては正副委員長に一任していただいでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

では、正副委員長で作成をさせていただき、完成後は会議用システムにアップロードいたしますので、その際には皆様にメール等でお知らせをいたしますので、ご承知おきください。

最後に、分科会長報告、委員長報告につきましては正副委員長に一任していただいでよ

ろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

それでは、以上で全ての事項は終了いたしましたので、委員会は閉じさせていただきます。皆様、どうもありがとうございました。長時間の会議、お疲れさまでございました。どうもありがとうございました。

14 : 52 閉議